

カント『永遠平和論』における「平和の哲学」の現代的意義について

On the Modern Significance of “Philosophy of Peace” in Kant’s *Perpetual Peace*

笠井 哲

福島工業高等専門学校 一般教科

KASAI Akira

National Institute of Technology, Fukushima College, Department of General Education

(2022年8月19日受理)

The purpose of this paper is to consider the modern significance of “philosophy of peace” in Kant’s *Perpetual Peace*. Instead of the positive idea of a world-republic, if all is not to be lost, only the negative substitute for it, a world federation averting war, maintaining its ground and ever extending over the world may stop the current of this tendency to war and shrinking from the control of law. The “philosophy of peace” by Kant cannot realize peace immediately. However, it continues having immortal significance even in the present age.

Key words: Kant, Perpetual Peace, philosophy of peace, world-republic, world federation

1. はじめに

カントには、1795年の『永遠平和のために、イマヌエル・カントによる哲学的構想』（以下、『永遠平和論』と略す）という著作がある。冒頭で、「この風刺的な表題」が、「いつも空想的な甘い夢を見ている哲学者」¹⁾のものか、とユーモアのある語り口をしている。

本稿の目的は、カント（1724～1804）の『永遠平和論』における「平和の哲学」の現代的意義を考察することである。多くの哲学者たちは、これまで平和の問題にそれほど大きな関心を示してきたとはいえない。むしろ彼らは、平和について論じることが現実の問題にコミットし過ぎて、哲学本来の使命から逸脱する、と生きてきたようである。人類の生き残りが問題の解決に関わっている現代でも、事情はあまり変わっていない。カントは、そうではなく230年近く前に、真剣かつ積極的に平和の問題に取り組んだ。

しかも、カントにとって平和の問題は、単に一つの時事問題ではなかった。むしろカントは、西洋近代の根本問題の一つに対して、哲学的に答えようとしたのである。西洋近代史において重要な出来事の一つは、近代国家の成立である。16世紀から17世紀にかけて、西ヨーロッパでは次々と国民国家が成立した。地方に割拠する封建諸侯の上に、絶大な権力をもつ王が君臨し、整備された官僚組織を通じて国土を広く支配するようになる。

しかし、それぞれの国家の内部において、中央集権的

統一を目指す近代国家の成立は、ヨーロッパ全体の立場からみると、カトリック教会の権威を背景とする、中世の封建的統一が失われたことを意味する。いまや強大な権力の中心が多数に分かれて成立したのである。そしてそこから一つの困難が生じてくる。絶大な権力を獲得した国家と国家との関係は、如何にあるべきか。また国家間の新しい秩序は、如何にして確立されるべきか、という問題である。

ところで近代思想には、もう一つ周知の問題がある。ルネサンス以後自らの尊厳を自覚した自由なる個人の相互関係は、如何にあるべきか、という問題である。近代国家の負う重要な使命の一つも、この問題の解決にある。この問題の考察は、さしあたり国家論の課題であるが、国家の共存の問題を根本的に考えようとするときには、結局、国家の内部における個人の共存の問題を、併せて考察せざるをえない。カントの平和哲学は、国家の共存の問題に対して、個人の共存の問題との関連において答えようとするものである。

2. 世界概念の哲学

以上のように、平和の問題はカント哲学にとって、重要な意味をもっていた。彼は、『純粋理性批判』Ⅱ「超越論的方法論」の第3編「純粋理性の建築術」において、哲学を「学校概念の哲学」と「世界概念の哲学」の二つに区分している²⁾。学校概念の哲学は、「単に学問として

のみ求められる認識の体系であり、この知の体系的統一、すなわち認識の論理的完全性以外の何ものをも目的としない³⁾のである。それを遂行するためには、広汎な学問的知識と専門的教養とを必要とする。それに対して、世界概念の哲学は、学者の独占的所有物ではない。むしろそれは「誰もが必然的に関心をもつもの」⁴⁾にかかわり、「人間理性の本質的な目的すべての認識のつながりに関する学問」⁵⁾である。この哲学概念は「常に哲学という名称の根底にあった」⁶⁾のである。人間理性の本質的な諸目的とは、「私は何を知りうるか」、「私は何をなすべきか」、「私は何を希望してよいか」、という三つの問いに答えることである。しかし人間理性の本質的な諸目的は、まだ最高目的ではない。理性の完全な体系的統一を可能にする真の最高目的は一つであり、それは「究極目的」である。

この究極目的は「人間の全使命」⁷⁾に他ならない。それは、人間が全体として如何に規定されるか、如何なる使命をもつか、の意味であろう。そしてカントは、1798年の『実用的見地における人間学』のある箇所「人間は自分に備わった理性によって、一つの社会のうちで同じ人間とともに生活するように、中に存在し、そしてその社会のうちで技術と科学によって自分を洗練化し、文明化し、道徳化するように使命づけられている」⁸⁾と述べている。

以上のように考えると、世界概念の哲学とは、あらゆる知識を認識、道徳、宗教という人間理性の本質的な諸目的に関連させ、それをさらに究極目的である、開化、文明化、道徳化という、人間の全使命の達成に結びつける学問ということになるであろう。先述のように、カントは、この哲学概念が、学校概念の哲学およびあらゆる哲学概念の根底にあるという。

ところでカントは人間の全使命の達成、すなわち人間の自然的素質の完全な展開を類としての人間に期待し、後述のように、共和的国家体制と世界市民的体制とを、その根本制約と考えた。しかも国内および国家間における共和的法体制の確立は、カントにとって永遠平和の実現に他ならない。したがって永遠平和は、究極目的である人間の全使命の達成の根本制約であり、その基礎である。それが世界概念の哲学としてのカント哲学にとって如何に重要な問題であるかはきわめて明らかであり、いわばその中心問題の一つである。それにおいてはあらゆる認識と理性使用とが交錯して用いられ、法・政治哲学、道徳哲学、宗教哲学、歴史哲学等々が関連づけられるのである。その意味では、平和の哲学こそカント哲学の総

決算ということもできる。

しかし、ここではカントの平和の哲学をその根本問題を中心に考察したい。先述のように、カントは永遠平和を単なる時事問題として論じるのではなく、その哲学的考察を目指す。しかし永遠平和は、果たして哲学的考察の対象となりうるのか。

カントは平和の問題を、1797年の『人倫の形而上学』の「第一部 法論の形而上学的定礎」(以下、『法哲学』と略す)において考察している。そこでは、永遠平和の樹立を法哲学の「全体の究極目的」⁹⁾としている。だが、永遠平和は如何にして法哲学の全究極目的となりうるのか、またその根本的な諸原理は何であるのか。これは、いわば永遠平和概念の演繹の問題ということもできる。

ところでカントの『永遠平和論』は、1795年4月にフランスとプロシアの間に締結された「バーゼル平和条約」に対するカントの不满を直接の動機として書かれた小さな著作である。その内容は、カントの平和哲学の全体を簡潔に示している。そこで、本稿の考察は、この『永遠平和論』を中心に行うことにする。

3. 共和制が導く永遠平和

カントは、人類の自然状態が戦争状態であるという。それは無法状態であるから、一時的には戦争が休止していても、なお戦争状態である。したがって、平和は人々によって創設されなければならない。しかも平和の保証は、法的秩序によってのみ可能となるから、法的状態、市民的体制が創設されなければならない。カントはまず「各国家における市民的体制は、共和制であるべきである」¹⁰⁾という。そしてそれを「永遠平和のための第一確定条項」¹¹⁾とする。

カントがここでいう共和制とは、今日の普通の意味と異なる。その共和制概念は、彼の考える国家の理念に基づいている。カントも、国家成立の説明を自然状態から始める。だが、彼は『法哲学』で、自然状態においてもすでに「外的な私のもの・あなたのもの」¹²⁾が可能として規定されねばならないという。すなわち人間の自然的権利に基づいて、所有、契約などの私法的関係はすでに存在すると認めている。

しかしそれらの私法的権利は、それらを確保する手段を欠くためになお不安定である。ここに法と国家が登場する。「権利規定としての法とは、各人の自由はすべての人の自由と調和するようという条件へ各人の自由を制限するもの、とはいえただしその調和が、普遍的法則に従って可能となるような仕方では制限するものである」¹³⁾。

すなわち法とは、外的自由を相互に保証するところの、外的自由の相互的制限だということである。ところで自由の制限は強制を意味する。そして共生を有効に行うためには、強制力を持つ公共体の存在が必要である。このようにして人々は国家をつくり、法に従って強制力を用いることによって、相互の自由を制限するとともに、自らの自由を保障するのである。

以上のような自然状態から国家状態への移行を、カントは、1793年の『理論では正しいかもしれないが実践の役には立たない、という通説について』（以下、『理論と実践』と略す）において、「根源的契約」¹⁴⁾の概念によって説明する。彼によれば、人々が自らの外的自由を制限し、それを相互に調和せしめるような公的な強制法を認め、そのために契約を結ぶことが根源的契約である。それによって「普遍的な国民意志」¹⁵⁾が成立し、同時に国家も成立する。

もっとも根源的契約は、経験的・歴史的事実でなく、むしろアプリアリで規範的な理性の理念である。しかしこの理念は、実践的な意味においては、疑いえない実在性を持っている。というのも、この理念は「一人ひとりすべての立法者に対して、彼が法を制定するにあたって、その法が国民全体の一つになった意志に基づいて生じたかのような仕方でも制定するように義務づけること、そして市民であろうとするかぎりでの一人ひとりすべての臣民を、あたかも彼もこのよう意志に同意したかのごとくに見なすこと」¹⁶⁾である。要するにそれは「あらゆる公法の正当性の試金石」¹⁷⁾であり、「すべての公的な法的体制一般を制定するための理性原理」¹⁸⁾である。

カントは根源的契約によって、国家の立法のために結合した成員を「国家市民」と呼び、その本質的な属性として三つあげている。いまそれらを『理論と実践』に即して述べれば、

「1 社会の構成員各人が人間として自由であるということ

2 社会の構成員各人が臣民として他のすべての構成員と平等であるということ

3 公共体の構成員各人が市民として独立自存しているということ」¹⁹⁾

である。「人間として自由」は他人の意志による強制からの独立を意味し、国家市民の第一の権利である。ただし、その自由は、「他の人の自由が可能的な普遍的法則に従ってすべての人の自由と両立しうる」²⁰⁾かぎりにおいて認められるものである。「臣民としての平等」は、人々が法の前に平等でなければならないことを意味する。国家を

構成している各成員は、臣下、服従者としては、身分や出生に関わりなく、平等に法の強制に服する。そして「市民としての独立」の意味するのは、ともに同じ「立法者」²¹⁾としての自発的な投票を前提としている国家市民が、自らの生存と維持とを他人の意志に負わずに、市民としての自らの権利と力とに負いうる、ということである。

カントは、以上の三原則に基づいて設立される法的体制を「共和的体制」と呼び、しかも「この体制こそ、根源的契約の理念から生じ、その上に民族のすべての正当な立法の基礎がおかれねばならない唯一の体制なのである」²²⁾と述べている。根源的契約の理念に基づく以上の国家概念は、理性法の概念より生じた理念としての国家であり、純粹共和制の理念を示している。そしてそこには、明らかにルソー（1712～1778）の『社会契約論』の強い影響が見られる。

さてカントは、他方でモンテスキュー（1689～1755）の権力分立の考えを取り入れることにより、その共和制国家理論をさらに次のように展開している。彼は国家形態の区別の原理として、支配の形態と統治の形態の二つを認める。

前者は支配権を持つ人間の数による区分であり、君主制、貴族制および民衆制の三つに分かれる²³⁾。後者は国家が普遍的な国民意志の行為である憲法に基づき、その権力を行使する仕方に関するものであり、専制と共和制の二つに分かれる。支配の形態は単に国家体制の機構に属し、習慣と伝統が必要とする間だけ継続しうるに過ぎない。国民にとってはるかに重要なのは、統治形態である。ところで統治形態の二つのうち、専制においては立法権と執行権が分離しないで同一人の手中にあるのに対し、共和制においては両者が分離し、執行権者は立法機関によって成立した法律を執行するに止まる。共和制のみが、正しい統治の形態であるとする。

カントは進んで、正しい統治形態である共和制は、代表制でなければならないと強調する。そして「統治方式は、それが法概念にかなっているためには、代表制度でなければならない。代表制度においてのみ、共和的統治方式は可能になるのである」²⁴⁾という。また、『法哲学』において「真の共和制は人民の代表制であって、それ以外ではありえない。代表制により、人民の名において、すべての国民が統合され、自分たちの代表者（代議士）を通じて、自分たちの権利が守られる」²⁵⁾とも述べている。それどころか「代表制でないすべて統治方式は、本来までもでない形式といえる」²⁶⁾とさえいう。カントは、代表制こそ普遍的な国民意志の具体的な現われとして、

共和制の理念を可能にするものと見なしている。

結局、カントのいう共和的体制とは、立法権が執行権から厳しく区別され、しかもその立法権が代表制を通じて国民全員の手にあるというのである。先述のように、カントの国家理論にはルソーの社会契約論の強い影響が見られる。しかしよく知られているように、ルソーは、一般意志において成立する国家主権を不可分と見なして権力の分立を認めていない。また、それは代表者によって代表されることもできないと考え、代表制を否定した。カントが共和制の概念において、国家の根源的契約の理念と権力分立・代表制の原理を結合したのは、ルソーとモンテスキューの理論を総合する試みと解釈することができる。

共和制に関して、カントはなお次のようにいっている。支配の三形式の中で、君主制及び貴族制の両体制は、代表制を採用することによって共和的となることができるのみならず、形の上では専制的な体制でも、その精神においては共和的であることができる。たとえばプロシアのフリードリッヒ大王(1712~1786)のように、君主が自らを国家の公僕と見なすことにより、代表制の精神に適合させることができる。それに対して、民衆制は人民の全員が立法者であるとともに自らの執行権を主張する結果、必然的に専制的である。「なぜなら民衆制はその執行権の下では、全員が全員に関して場合によっては一人の人間に反対してまでも(つまりその人間が賛同していないのに)決議できる。つまり実は全員ではないのに、表向き全員が決議できるからである」²⁷⁾。

カントはさらに、「国家権力に携わる人員(支配者の数)の数が少なければ少ないほど、これに反して国家権力の代表者数が大きければ大きいほど、国家体制はそれだけ多く共和制の可能性に合致する」²⁸⁾とさえいう。結局、カントは、現実の国家体制としては、代表制と君主制とが結びついた「立憲君主制」に理想的な政治形態を見出しているように見える。

しかし共和制と民衆制の関係についてのカントの見解には、問題がある。根源的契約の理念のうちに見られる国民主権説的な考えからいえば、支配の三形態の中では、民衆制が最もそれに近いはずである。また、カントが永遠平和と関連して共和制を主張した理由は、後に述べるように、その体制下においては、国民は自らの負担を増すような戦争に対しては容易に同意をしないからというのである。だがそうであるならば、民衆制こそいっそうそれを保証するのではないか。彼は民衆制の概念の下に、民衆の直接統治のようなものを想定していると思われる

が、上の議論において、君主制に関して代表制と権力分立の可能性を論じているわけであるから、民衆制に関しても人民が直接に支配しないために代表制を採用し、かつ立法権から執行権を分離・独立させる方法も考えるはずである。カントは民衆制の概念の下に、主として古代における民衆制の凋落形態を考慮しており、近代の議会制民主主義に対しては、十分な理解と評価を示していないと思われる。また、彼がフランス革命における人民公会の恐怖政治に強く印象されていたことも考えられる。しかし議会制民主主義は、決してカントの共和制の精神にもとるものではなく、むしろそれに大いに一致するといえる。

以上のように、カントによれば、共和制こそが正しい国家体制であるが、彼はさらに共和制のみが永遠平和に導くという。その理由については次のように述べている。この体制においては、戦争の決定に国民の賛同が必要であるが、国民は戦争から生じるあらゆる苦難を自分で負担しなければならないから、どうしてもその決定に慎重とならざるをえない。反対に、元首が国家の成員ではなくてその所有者である専制においては、「彼は戦争によって彼の食卓、狩猟や離宮や宮中宴等々に関して少しも失うところがない」²⁹⁾から、戦争は慎重さを必要としない世事になり易いのである。カントが戦争の原因を論じるときに、国内の政治体制との密接な連関を強調したのは注目に値する。

しかし、カントが共和制のみが永遠平和に導くと考えた、より根本的な理由は別にあると思われる。先述の根源的契約の理念に基づくカントの国家論の核心は、国民の自由と国家的秩序とを如何に両立させるかにある。彼のいう共和制は、以上の国家理念を代表制と権力分立によって可能なかぎり実現したものであり、それによって彼はあらゆる公共体の根本原理を示したのである。永遠平和の問題においては、国家の自由と国際的秩序の両立が求められる。その場合に、それぞれの国家はまずその内部における国民の自由の問題を共和制の原理によって解決していかなければならない。また、国際的秩序の問題の解決もその原理の示す方向に求められねばならない。共和制のみが永遠平和に導くといわれる、より深い理由はそこにある。

4. 国家の独立と国際秩序

共和制は永遠平和に導くとしても、それ自身はなお国内政治の問題である。より重要なのは、永遠平和を実現するために、国家間に如何なる法秩序を設立するかとい

うことである。カントは、はじめ国家体制における共和主義を国家間に広げることのうちに、その原理を求めようとしたように思われる。

あるべき国際的秩序を考えると、カントが苦心したことの一つは、国家の独立と国際秩序とを如何に両立させるかということである。カントは元来、法に基づいて成立する国家の尊厳と自由とを、誰よりも強く主張した人である。それこそは、国民自らの支配者であろうという、根源的契約の理念に基づく彼の国家観に一致するからである。彼はそれが永遠平和の制約であることを後に述べる予備条項においても強調している。

しかしカントが同じように心を砕いた、もう一つの問題がある。先述のように、共和的国家体制に関する彼の主張の核心は、国民個人の自由と国家的秩序とを両立させて、個人の自由を保証するところにある。だから新しい国際的秩序において国家の自由がそれと両立することができても、そのためにせつかく国家の内部において保証された個人の自由が失われてはならないのである。新しい国際的秩序においては、国家の自由とともに、個人の自由も保証され、個人の自然的素質が最高度に展開されうるのでなければならない。それはカントにとって、歴史の最終目標でもある。

以上の二点についてよく考えた結果、カントは「世界市民的体制」の理念を確立したと思われる。世界市民的体制とは、「人々および諸国家が、外的に相互に交流する関係にあって、一つの普遍的な人類国家の市民と見なされることが可能な場合、そのかぎりにおいて世界市民法による体制」³⁰⁾と説明される。それは、上の引用において、「普遍的な人類国家」とも呼ばれるが、他の箇所においては「世界共和国」³¹⁾といわれている。

カントは、また『法哲学』においては、「もれなくすべての国家による共和制」³²⁾ともいっている。カントのいう世界市民的体制や世界共和国の理念は、その内容があまり明確でないが、とにかくあらゆる国家と個人の総合であり、それにおいては一つの国際的法秩序の下に、国家の自由と個人の自由とがともに十分に確保されるような共和的組織が考えられている。

しかしカントは、世界共和国の理念についてなおよく熟考したと思われる。そしてその結果、構想を変更したのである。

世界共和国の理念のうちには、なおいくらかの理論的困難が残っている。いずれの国家も、すでに国内に法的体制を持っているから、無法則的状态にある人間に対するのと同じように、より拡大された法的体制の下に入る

べきだと強制することは効き目がない³³⁾。また、国家は何よりも主権の主体でもある。ところで国家は他面において、上位者（立法者）と服従者の関係であり、それは世界共和国においても同じである。しかし主権の主体でもある国家が、世界共和国の支配の下に従属するのは、国家観念の矛盾である。諸民族が一国家に融合することは、諸民族相互の法である国際法とも両立しない³⁴⁾。

その上、世界共和国の理念に関する、実際上の困難も大きい。歴史の現実においては、国家はなお国際政治の舞台の主役であり、大きな役割を果たしているから、世界共和国の設立を望んでいない。現段階において国際国家をつくると一つの大国の支配する普遍的王国になって、諸国家の自由を失う恐れもある。また、あまりにも大きい国家組織は、法の不徹底をもたらし、ひいては無政府状態を招いて歴史の発展に障害となるかもしれない。

カントは以上の諸点について熟考しているうちに、世界共和国が容易に実現されるものではなくて、むしろ語の本来の意味における理念であり、歴史の到達目標であることを、次第に強く自覚したと思われる。そのことは『永遠平和論』において明らかに認められる。

カントはこの著作において、永遠平和を実現する国際的秩序として、一つの国家的組織ではなくて、諸国家の連合制度、「国際連盟」³⁵⁾を提案した。そして国際国家または世界共和国の観念は、理論的には正しいと求められるけれども、現実の問題としては放棄されるのである。カントは決して世界共和国の理念を棄てたのではなく、依然としてそれを、国際政治を指導する「積極的理念」として認める。しかし現実の政治を導くものとしてはそれを退けて、その代わりに「消極的代用物」として国際連盟を提案するのである³⁶⁾。

従来のおよゆる永遠平和の多くは、社会契約説の適用を国家間に広げて、まず強大な国際的権力機構をつくり上げ、それによって永遠平和の実現をはかろうとする。カントが大きな影響を受けたサン・ピエール(1658～1743)やルソーの永遠平和案も、そういうものである。

それに対してカントの永遠平和案は、まず自由な国家連合をつくり、それを出発点として永遠平和を実現しようとする。彼も世界共和国を理念として立てるが、先述のように、それは到達目標として目指されるのである。

この国家連合は、紛争解決の手段として戦争を拒否する諸国家の、自由な契約によって設立される。それは「平和連盟」³⁷⁾とでも名づける特殊な連合である。普通の平和条約が単に一つの戦争の終結を目指すのとは異なり、この連合はすべての戦争が永遠に終わることを目指す。

しかもこの連合は、何らかの国家的権力を獲得しようとするものではない。「単にある国家自体の、そして同時にそれと連盟した他の諸国家の、自由の維持と保証とを目指すものなのである」³⁸⁾。しかも諸国家はそのために、自然状態における人間のように、公法や公法の下での強制に服する必要はない。

カントは『法哲学』においては、この連合を「常設の諸国家会議」に比し、その特徴は「国家体制に基づき、それゆえ解消できない結合」と異なり、「様々な国家による任意のいつでも解消できる集まり」³⁹⁾である、と述べている。彼が『永遠平和論』で、この連合を「自由な連盟制度」⁴⁰⁾と呼んでいるのも同じ意味においてである。

カントはこのような連盟制度が、次第に輪を大きくして、ついにはすべての国家の上に拡がり、そのようにして永遠平和へと導くであろうと期待している。そして、もし幸運にも「啓蒙された強力な一民族」が、それは明らかに、当時、革命の最中にあったフランスを意味するが、共和国を形成することができるならば、共和国はその本性上、必然的に永遠平和に傾くものであるから、この共和国が他の諸国家に対して、「連盟的統一の中心点」になることができるのも述べている⁴¹⁾。

カントは、上に述べたような様々な意味を込めて、「国際法は自由な諸国家の連合の上に基礎を置くべきである」といい、それを「永遠平和のための第二確定条項」⁴²⁾とする。国際法学者の中には、国家間における戦争の不可避性を認め、国家はその国益を確保するために戦争への権利を保持すると考えるものも少なくない。そういう学者たちにとっては、実現不可能な戦争の絶滅を願望するよりは、戦争の手段や方法を制限することによって戦争そのものを緩和することが、国際法論の重要な課題となる。

カントの立場は、これと全く異なる。彼は『法哲学』において、「戦争はあるべきではない」⁴³⁾という実践理性の禁止命令の立場で、戦争を絶対に否定する。彼によれば戦争を前提とした上で、「戦争への権利」や「戦争における権利」などについて論じるのは無意味であるか、自己矛盾に陥る。彼は、「戦争への権利としての国際法という概念には、もともと無理がある（なぜなら、このような国際法は、何が権利であるかを、個々の国家の自由を制限する普遍妥当的な外的な法によってではなく、暴力を用いた一方的な格率によって決定することになるからである）」⁴⁴⁾と述べている。

カントは戦争を前提とする国際法の成立について強い疑問を投げかけ、代わって永遠平和を目指す国家連合に

基づく新しい国際法を提案しているのである。従来の国際法の根本的な変革を呼びかけているのである。

以上に述べたように、カントは、初めに世界共和国を設立してそれによって永遠平和の実現をはかる案を退け、直接にはまず国家間の平和連合を目指すことを主張した。しかし、世界共和国の実現がさしあたり見送られたとしても、世界におけるすべての国々の間には、何らかの秩序が確立されねばならない。それはカントの永遠平和計画を進めるためにも、一つの前提であり制約である。

ところで世界共和国が現実の目標としては保留されたとしても、その基礎にある世界市民法の理念は、人々の心の中に強く生きている。そしてその世界公市民の理念に基づくとき、世界における諸国民の関係は、友好的でなければならない。すなわちすべての国家は、国民相互の訪問と自由な交際を認めねばならない。この訪問の権利は、「地球表面の共同所有権に基づいて互いに友好を結び合うよう、すべての人間にそなわる権利である。つまり地球の表面は球面で、人間は無限に分散して拡がることはできず、結局は並存することを互いに忍び合わねばならないのであるが、しかし根源的には誰一人として地上のある場所にいることについて、他人より多くの権利を持つものではないからである」⁴⁵⁾。したがって近海に近づく船を掠奪したり、難破した船員を奴隷にしたりするような行為は決して認められないのである。

以上のように、カントは諸国民の友好の主張を、地球表面の共有の権利に基礎づけるが、他方において、彼は決して土地の法的共有を要求するのではない。彼の要求するのは、他国の領土内においても、平和的に行動しているかぎり敵として扱われないという「訪問の権利」であり、「古くからの居住者との交際の試みを可能にする条件」⁴⁶⁾に限られている。そしてこの主張においては、その裏面に含まれた、次のようなカントの意図が重要である。如何なる土地の住民も、訪問者を敵として扱ってはならないとともに、訪問者はまた「客人の権利」⁴⁷⁾を要求してはならない。まして、その土地を略奪することは許されない。

カントはこの主張についてのコメントの中で、訪問することは征服し略奪することだと考えている、当時のヨーロッパ列強の植民地獲得を強く非難し、それは原住民を無視するやり方であり、世界市民法に背くといっている。そして中国や日本の鎖国政策に触れ、「だから、中国と日本が、一応これらの来訪者を吟味してから、以下の措置をとったのは思慮深いことであった。前者は、来航は許可したが入国は許可せず、後者は来航することさえ

ただヨーロッパの一民族であるオランダ人だけに許可し、しかもその際に彼らを捕虜のように扱い、自国民との共同生活体から閉め出したのである」⁴⁸⁾と述べている。

このようにして、「世界市民法は、普遍的な友好をうながす諸条件に制限されるべきである」⁴⁹⁾といわれる。そしてそれが「永遠平和のための第三確定条項」⁵⁰⁾である。カントはこの条項において、世界の諸国がさしあたり世界共和国を実現しないとしても、せめて相互の間に普遍的な友好の権利だけは確定しておこうとするのである。この条項が守られることによって、遠く離れた国々も互いに友好的な関係を結び、しかもこの関係はついに公的で法的なものとなり、人類を世界市民的体制に近づける、とカントは期待するのである⁵¹⁾。

以上に述べた三つの確定条項は、永遠平和を実現するための根本的諸制約である。カントはその他に、なお「国家間の永遠平和へのための予備条項」⁵²⁾として、六つの条項を述べる。予備条項は以上の構想に従って永遠平和の実現を進めるための土台づくりを目指し、そのためにいくつかの現実的提案を行う。

その中でも重要なカントの考えが示されているので、以下それらについて考察する。ただし条項の順序にはとらわれないことにする。

5. カントの平和構想

確定条項のうちに示されたカントの平和構想は、さしあたり多くの主権国家の並存を前提とする。ところで国家間の現状はいまなお自然状態であり、法的体制が確立されていない。この状態においては戦争が起こりやすく、また、起こった場合には公平な裁判官を欠くために、正・不正を決定するのは戦争の結果でしかない。交戦国は相互に自国の正義を主張していつまでも戦争を継続するから、戦争は結局殲滅戦になりやすい。

そして「殲滅戦争では、敵味方双方の滅亡が同時に起こり、その滅亡とともにあらゆる法も消滅するから、永遠平和は人類の巨大な墓地の上のみ実現されることになる」⁵³⁾。そこでまず戦争を防止して、永遠平和 — さしあたりは国家間の平和連合 — を実現するための地盤をつくらねばならない。いくつかの予備条項は、まずそのための条件について述べている。

第二条項は「独立して存続している如何なる国家（その大小はここでは問題でない）も、相続、交換、買収または贈与によって、他の国家の所有にされるべきではない」⁵⁴⁾という。この条項は、国家がここに述べたような方法によって、国民の意志に反して、他国に併合される

ことを禁じたものである。ある国家を恣意的に併合することは、諸外国の敵意を刺激して戦争を導きやすい。しかしカントが他国の併合を禁止する、より深い理由は別にある。彼は国家の独立と自律こそ、永遠平和の基礎と考えるのである。

カントによれば、国家は目的自体である個人の法的結合体としてそれ自身目的自体であり、一つの「道徳的人格」⁵⁵⁾である。国家は国民の普遍的意志の共同立法に基づいてのみ、自らの行動を律すべきである。国家は決して単なる物ではないから、他国がそれを勝手に領有することは許されない。そしてすでに述べたように、この国家を共和的体制にすることこそ、永遠平和の根本制約の一つなのである。

この条項に、相続、交換、売買、贈与等の名があつて、征服のそれがないのは不思議である。しかしカントは、以上の行為による領土の併合を禁じることにより、はるかに露骨な領土拡張である侵略を、間接的に禁じていると思われる。彼には、プロシア政府への遠慮があつたのかもしれない。

カントは第五条項において、「如何なる国家も他の国家の体制や統治に、暴力をもって干渉すべきではない」⁵⁶⁾という。この条項も、直接には、戦争を誘発しやすい内政干渉という行為を禁止しているが、その根底には、国家の独立と自律を平和の基礎とする、カントの同じ考えがある。なお、この条項がフランス革命に対する諸外国の干渉を、念頭においていわれたことは明らかである。

第三条項は「常備軍は、時が経つとともに全廃されるべきである」⁵⁷⁾という。おそらく六つの予備条項の中で、最もよく知られたものの一つであろう。ここにいう常備軍とは、「(常勤給を受け続ける) 兵員の数をもますます増やし、訓練され続け、常にいっそうの武装強化をしていく」⁵⁸⁾ものを意味する。常備軍の存在は、常に他国に対して戦争の脅威を与えている。

その上、常備軍が刺激となって、お互いに無際限な軍備の拡張を競い合うようになると、軍事費の増大も免れない。「ついに増大する軍事費のため、平和の方が短期の戦争よりもいっそう重荷となってくるのである。そしてこの重荷を解き放つために常備軍そのものが、先制攻撃、つまり侵略戦争の原因となる」⁵⁹⁾。カントのこの指摘は、そのまま現代の冷戦の現実にも、よく当てはまるものである。

カントはさらに常備軍廃止の、第二の理由についても述べる。常備軍とは、結局、人を殺し、または人に殺されるために、国家が人間を雇うものであるが、それは、

人間が単なる機械や道具として他者（国家）に使用されることを意味する。それは、人間を物と見なし、人間の尊厳を認めないものであるから、倫理上も決して許されることがないのである。

もともと、カントの否定した当時の常備軍は、先述のように、国民の兵役義務制度に基づくものではなくて、職業軍人としての傭兵によって構成されるものであった。そして彼も、「国家市民が自分や祖国を外部からの攻撃に対して備えるために、自発的に武器をとって定期的に繰り返す軍事演習はこれとは全く異なるのである」⁶⁰⁾といい、その必要を認めている。また、常備軍の撤廃は後述する「許容法則」⁶¹⁾であり、その実施が時とともに行われるべきことも認めている。

第四条項においては、「国家の対外的な紛争に関しては、如何なる国債も発行されるべきではない」⁶²⁾といわれる。「果てしなく増大していく」国債発行は「危険な金力」であり、「戦争遂行のための資金源となる宝庫」である。それは戦争の遂行を容易にし、権力者の戦争癖と結びつき「永遠平和の多大な障害」になる。その上、不可避的に国家破産を招き、他国にも損害を与える⁶³⁾。

以上に述べた第二、第五、第三、第四条項は、国家間に一応平和が保たれている場合に戦争を防止し、永遠平和の土台をつくるための禁止条項である。それに対して第六条項は、国家が相互に戦争に突入した場合のことを述べる。すなわち、「如何なる国家も他国との戦争において、将来の平和に際し、相互の信頼関係を不可能にしようするような敵対行為をすべきではない。たとえば、暗殺者や毒殺者の雇い入れ、降服協定の破棄、敵国内での裏切りの扇動等がそれである」⁶⁴⁾という。

戦時において、交戦国があらゆる手段をつくして敵国を攻撃し、相手にできるだけ大きな損害を与えようとするのは、やむをえないことである。だが、その場合にも手段に一定の限界がある、とこの条項はいうのである。戦争といえども、将来の平和を志向するものでなければならぬ。そうであるならば、「戦争のさなかでもまだ敵の心情あるいは考え方に対する何らかの信頼が残っていないからである」⁶⁵⁾。そうでなければ、決して平和を実現することができず、敵対関係は殲滅戦とならざるをえない。

しかし、いまあげたような行為は、「卑劣な」⁶⁶⁾戦争手段であり、国民相互の間の信頼関係を根底からくつがえしてしまう。したがって平和回復後も大きな傷痕を残して、将来の永遠平和の基礎を危うくする。また、それらの行為は、平時においても行われうるものであるが、

もし戦時中にそれらの手段を使用するときは、悪い習慣となって平和回復後も用いられ、その結果として、平和実現の意図を全く破壊することになる。

第一条項は戦争が終わったときに結ばれる平和条約に関する。それは「将来の戦争の種をひそかにやどして締結された平和条約は、決して平和条約と見なされるべきではない」⁶⁷⁾という。将来紛争の種になることを承知しながら、秘かにそれを保留して平和条約を結ぶことは、状況が変われば再び戦争をする、という意志を残した偽りの平和条約である。それは一時的な平和条約であり、休戦条約に他ならない。しかし真の平和とは、「すべての敵意が終わること」⁶⁸⁾でなければならない。

6. おわりに

上に述べておいた六つの予備条項は、いずれも「禁止法則」⁶⁹⁾である。しかしその中で、いくつかの法則（第一、第五、第六条項）は、事情の如何を問わずに妥当する厳格な性質のものであり、直ちに禁止を迫るとカントはいう。

それに対して、他の条項は法則の例外としてではないけれど、事情に応じて、その執行に関して主観的裁量の余地と「遂行の延期」が許されている「許容法則」⁷⁰⁾であるといわれる。そこには、法の適用に関する、カントの柔軟な現実的な考え方が見られる。

予備条項はいずれも政治の現実に対するカントの鋭い認識を示している。それらのいくつかは、現代においてもなお十分に通用するであろう。そこで強く関心を引くのは、それらの主張や提案が、同時に一貫した倫理的立場からなされているということである。

また、注目すべきもう一つの点は、それらが当時の国際政治、特にプロシアの政策に対する厳しい批判を含むということである。予備条項のほとんどが、プロシア政府批判になっている。忠実なプロシア国民であったカントが、他方で『永遠平和論』およびその他の歴史哲学関係諸論文においては、大胆なプロシア批判を行っているのは興味深いことである。

結局、永遠平和の実現に関するカントの具体的構想は、次のようなものである。彼は、まずそれぞれの国家が共和的国家体制を設立することを要求する。それこそが、現実の社会において自由な人間の共存を可能にする根本原理であり、またその本質上、戦争と相容れない法体制であるからである。

次いでカントは、永遠平和を保証する国際秩序として、共和主義を国家間に広げて考えた結果、世界市民的体制

あるいは世界共和国の理念を考案した。しかし国際政治の現実を考慮して、実際の目標としては、共和制国家を要とする、国家間の平和連合を提案した。この提案をするとき、カントはさしあたりヨーロッパを中心とした諸国家を念頭においていたと思われる。

しかしカントは、他方において、広く世界のすべての国々の間には、普遍的な友好状態を確立することを目指している。具体的にいうと、各国が国民相互の訪問と交際を認めることを要求するとともに、他方、ヨーロッパの列強が非ヨーロッパ地域を植民化し、搾取することを厳しく禁止した。

しかし、以上の根本構想に基づいて、永遠平和の実現を進めるためには、それを可能にする地盤を築かねばならない。そしてそのためには、できるだけ戦争の勃発を防止しなければならない。また、国家間に深い相互不信が生じて、永遠平和の可能性を根絶することを防がねばならない。そこでカントは、国家が相互に領土の併合や内政干渉を行うべきでないこと、偽りの平和条約を結ぶべきでないこと等々を提案するのである。

以上のようにして、世界のうちに共和制国家が少しずつ増え、それらを要とする平和連合の輪が次第に広がり、最後にはすべての国家がそれに参加することによって、永遠平和の実現と維持が可能になる、とカントは期待している。

最後に、カントの「平和の哲学」の現代的意義について述べておこう。現在、私たちが立っているのは1920年にカントが構想した国際連盟が実現し、さらにそれが1945年には国際連合へ発展し、77年が経過した地点である。国際連合の活動の規模も内容も、著しく拡大し活発化し、その中で世界の諸国家・諸民族の関係はますます緊密化し、複雑化している。世界はいまだに永遠平和の実現には程遠い状況にある⁷¹⁾。

現在、私たちがいやおうなしに世界平和へと向かわせる圧力は、核戦争の脅威である。しかし、この圧力が働くことにより、自動的に永遠平和が保証されるのではない点に注意すべきである。

すでに引用したが、「戦争はあるべきではない」⁷²⁾と『法哲学』の結語でいい、また「真の永遠平和は、決して空しい理念ではなく、一つの課題である。そしてこの課題は次第に解決され、その目標に向かってたえず近づいていくことであろう」⁷³⁾と『永遠平和論』の最後でカントはいつている。

カントの「平和の哲学」は、それをもって一挙に平和が実現されるような魔法の杖のようなものではない。

しかし、少なくとも人類が永遠平和に向けて、果てしなく努力すべき課題を背負った存在者であることを明確に自覚させた点で、現代においても依然として万人に熟考されるべき不朽の意義をもった提言であり続けているといえよう。浜田義文もいうように、「カントの永遠平和論は我々の足許の営みの中から開かれる広大な展望であることを、我々は銘記することが必要であろう」⁷⁴⁾。

参考文献

- 1) 本稿において、カントの著作からの引用は、慣例に従いアカデミー版全集の頁付けにしたがった。巻数をローマ数字、頁数をアラビア数字で示す。ただし『純粹理性批判』の引用は、慣例により第1版をA、第2版をBで示す。
VIII, 343
- 2) Vgl. A838, B866
- 3) ebenda
- 4) A840Anm., B868Anm.
- 5) A839, B867
- 6) A838, B866
- 7) A840, B868
- 8) VII, 324-325
- 9) VI, 355
- 10) VIII, 349
- 11) ebenda
ヤスパース(1883~1969)は、カントのあげる三確定条項のうち、第一条項が「決定的に重要である」として、次のように述べている。
「カントは、諸国家にあつては、その市民的社会の状態とその外部への諸関係とが相互に深く連関しているのを知っていた。正しい平和意志はただ自由な法治国家においてのみ可能なのである」。
ヤスパース『カント』、重田英世訳、p.303、理想社、1973年
- 12) VI, 256
- 13) VIII, 289-290
- 14) VIII, 297
- 15) VIII, 295
- 16) VIII, 297
- 17) ebenda
- 18) VIII, 302
- 19) VIII, 290
- 20) ebenda
- 21) VIII, 294

- 22) VIII, 350
- 23) Vgl. VIII, 351-352
- 24) VIII, 353
- 25) VI, 341
- 26) VIII, 352
- 27) ebenda
- 28) VIII, 353
- 29) VIII, 351
- 30) VIII, 349Anm.
- 31) VIII, 357
- 32) VI, 354
- 33) Vgl. VIII, 355-356
- 34) Vgl. VIII, 354
- 35) ebenda
- 36) Vgl. VIII, 357
- 37) VIII, 356
- 38) ebenda
- 39) VI, 350
- 40) VIII, 356
- 41) Vgl. ebenda
- 42) VIII, 354
- 43) VI, 354
- 44) VIII, 356-357
- 45) VIII, 358
- 46) ebenda
- 47) ebenda
- 48) VIII, 359
- 49) VIII, 357
- 50) ebenda
- 51) 寺田俊郎「カントの永遠平和論と現代の世界」, 有福孝岳・牧野英二編『カントを学ぶ人のために』所収, p. 384, 世界思想社, 2012年
- 寺田は、カントの「平和の哲学」の現代的意義について次のように述べている。
- 「NGOのネットワークに代表されるような市民ネットワークが構成する領域は、カントのいう『世界市民』の社会と呼ばれるにふさわしい」。
- 石田も、それについて次のように述べている。
- 「現代の世界市民主義は、自分の帰属する社会や国家を優先させる思考法や政治体制を乗り越えようとしており、カントの理論がそのための手がかりとなりうる」という。
- 石田京子「永遠平和と世界市民主義 国境を超える正義」, 牧野英二編『新・カント読本』所収, p. 319, 法政大学出版社, 2018年
- 52) VIII, 343
- 53) VIII, 347
- 54) VIII, 344
- 55) ebenda
- 56) VIII, 346
- 57) VIII, 345
- 58) VIII, 311
- 59) VIII, 345
- 60) ebenda
- 61) VIII, 347Anm.
- 62) VIII, 345
- 63) Vgl. VIII, 345-346
- 64) VIII, 346
- 65) ebenda
- 66) VIII, 347
- 67) VIII, 343
- 68) ebenda
- 69) VIII, 347
- 70) ebenda
- 71) 萱野が指摘する、「カントは国際的な連合がつくられればただちに永遠平和が実現されるとは一言もいっていない」という点は注意すべきである。
- 萱野稔人『カント 永遠平和のために～悪を克服する哲学』, p. 86, NHK出版, 2020年
- 72) VI, 354
- 73) VIII, 386
- 74) 浜田義文『カント哲学の諸相』, p. 219, 法政大学出版社, 1994年